

様式 1

事業報告書

(自 令和5年9月1日 至 令和6年8月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団麻生整形外科医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市横尾2丁目13番18号
- (3) 設立認可年月日 平成元年3月22日
- (4) 設立登記年月日 平成元年3月28日
- (5) 役員

	氏 名	備 考
理 事 長	麻生 英一郎	
理 事	麻生 和子	
同	麻生 園子	
同	麻生 宏樹	
同	麻生 英伸	
同	麻生 久美子	令和5年10月26日就任
監 事	楠木 夏子	

2 事業の概要

(1) 本来業務

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人社団 麻生整形外科医院	長崎県長崎市横尾 2丁目13番18号	

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決した事項

令和 5年10月26日 令和4年度決算の決定

〃 理事の選任

〃 理事の報酬総額の決定

令和 6年 7月30日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 3 - 2

法人名 医療法人社団 麻生整形外科医院
所在地 長崎県長崎市横尾2丁目13番18号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和 6年 8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	54,427	I 流 動 負 債	4,536
II 固 定 資 産	159,998	II 固 定 負 債	4,801
1 有 形 固 定 資 産	85,721	負 債 合 計	9,338
2 無 形 固 定 資 産	785	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	73,490	科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	195,087
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	205,087
資 産 合 計	214,425	負 債 ・ 純 資 産 合 計	214,425

様式 4 - 2

法人名 医療法人社団 麻生整形外科医院
所在地 長崎県長崎市横尾2丁目13番18号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 5年 9月 1日 至 令和 6年 8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	135,652
2 事業費用	126,294
本来業務事業利益	9,357
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	9,357
II 事業外収益	4,738
III 事業外費用	0
経常利益	14,096
IV 特別利益	306
V 特別損失	115
税引前当期純利益	14,287
法人税等	71
当期純利益	14,216

様式 2

法人名 医療法人社団 麻生整形外科医院
所在地 長崎県長崎市横尾2丁目13番18号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 6年 8月31日現在)

1. 資 産 額 214,425 千円
2. 負 債 額 9,338 千円
3. 純 資 産 額 205,087 千円

(内 訳)		(単位：千円)
区 分		金 額
A 流 動 資 産		54,427
B 固 定 資 産		159,998
C 資 産 合 計 (A + B)		214,425
D 負 債 合 計		9,338
E 純 資 産 (C - D)		205,087

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土 地	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団麻生整形外科医院

理事長 麻生 英一郎 殿

私は、医療法人社団麻生整形外科医院の令和6年度（令和5年9月1日から令和6年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年10月25日

医療法人社団麻生整形外科医院

監事 楠木 夏子

